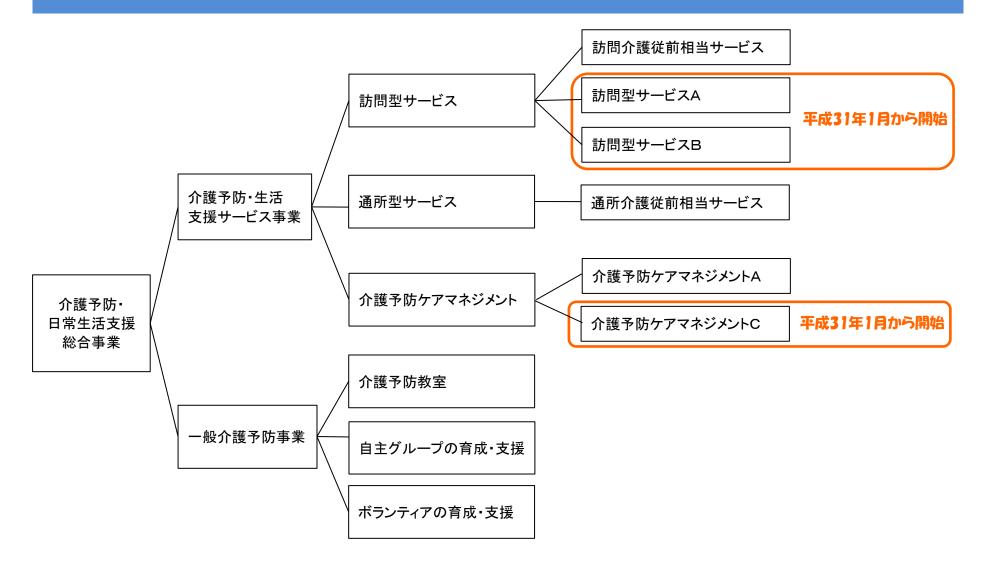
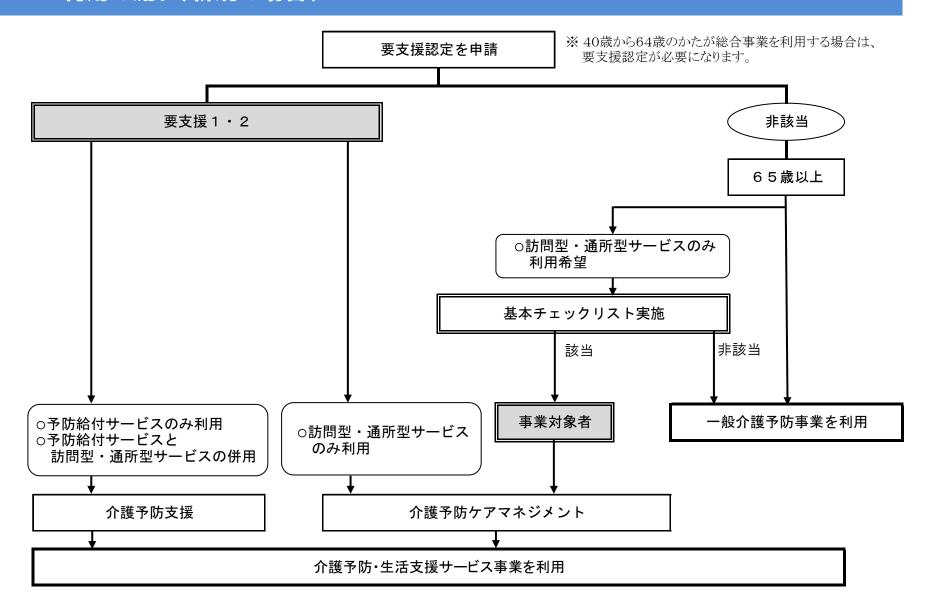
介護予防・日常生活支援総合事業の追加実施について

平成30年11月 館林市高齢者支援課

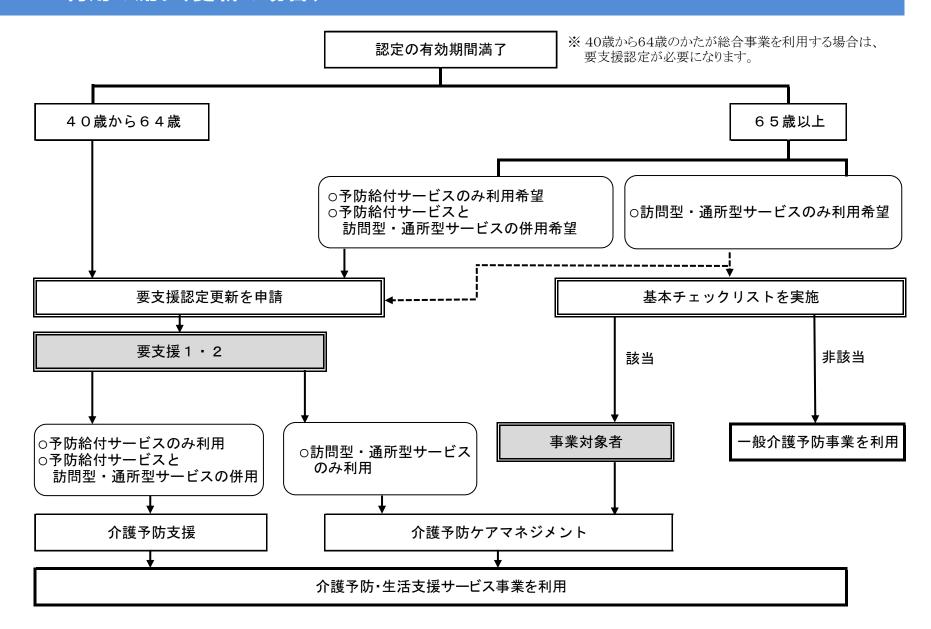
館林市介護予防・日常生活支援総合事業の構成



サービス利用の流れ(新規の場合)



サービス利用の流れ(更新の場合)



館林市訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)の基準等 ①

※平成31年1月から事業開始

| 対象者 | 要支援1•2、事業対象者 | |
|--------------|---|--|
| サービス内容 | 「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」(平成12年3月17日老計第10号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知)の定める範囲のうち身体介護を除く生活援助 | |
| 回数 | 週1回かつ1時間程度 | |
| 単価 | 231単位/回(1単位10円) | |
| 利用者負担 | 負担割合に基づき、1~3割負担 | |
| 実施方法 | 指定事業者による実施 | |
| 介護報酬の請求 | 国保連を通した請求 (A3コード) ※A3サービスコードは、国保連で負担割合の審査は行わないため、利用者の負担割合に応じて サービスコードを選択する必要がある | |
| サービス提供事業者 | 指定事業者 | |
| 限度額管理 | 限度額管理の対象 | |
| 訪問型サービスの併用 | 不可 | |
| 介護予防ケアマネジメント | 介護予防ケアマネジメントA | |

館林市訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)の基準等 ②

| 人員基準 | ○管理者: 専従1人以上。 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能。 ○訪問事業提供責任者: 専従、管理者との兼務可。 一体的に運営されている場は利用者40人に1人以上。 [資格要件] ・介護福祉士 ・実務者研修修了者 ・介護職員初任者研修修了者で3年以上介護等の業務に従事したもの ○従事者:必要数 [資格要件] ・介護福祉士 ・実務者研修修了者 ・介護福祉士 ・実務者研修修了者 ・介護職員初任者研修修了者 ・介護職員初任者研修修了者 ・市の指定する研修修了者(P8) |
|------|---|
| 設備基準 | 〇事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 〇必要な設備・備品 |
| 運営基準 | ○運営規定等の説明、同意 ○提供拒否の禁止 ○従事者の清潔の保持、健康状態の管理 ○従事者または従事者であった者の秘密保持 ○事故発生時の対応 ○廃止、休止の届出と便宜の提供 等 |

館林市訪問型サービスB(住民主体による支援)の基準等 ①

※平成31年1月から事業開始

| 対象者 | 要支援1·2、事業対象者 | |
|--------------|---|--|
| サービス内容 | 「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」(平成12年3月17日老計第10号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知)の定める範囲のうち身体介護を除く生活援助 | |
| 回数 | 週1回かつ1時間程度 | |
| 単価 | 1,000円/回 | |
| 利用者負担 | 100円/回 | |
| 実施方法 | 委託 | |
| 介護報酬の請求 | 市から委託料支払 | |
| サービス提供事業者 | 公益社団法人館林市シルバー人材センター | |
| 限度額管理 | 限度額管理の対象外 | |
| 訪問型サービスの併用 | 不可 | |
| 介護予防ケアマネジメント | 訪問型サービスBのみ利用する場合:介護予防ケアマネジメントC(地域包括支援センターのみ実施) 通所型サービスと併用する場合 : 介護予防ケアマネジメントA(居宅介護支援事業者へ委託可) | |

館林市訪問型サービスB(住民主体による支援)の基準等 ②

| 人員基準 | ○従事者:必要数 [資格要件] 市の指定する研修修了者(P8) |
|------|---|
| 設備基準 | ○事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ○必要な設備・備品 |
| 運営基準 | ○従事者の清潔の保持、健康状態の管理 ○従事者または従事者であった者の秘密保持 ○事故発生時の対応 等 |

館林市生活援助型訪問サービス従事者研修

平成30年度研修概要

| 日時 | 平成30年11月6日(火)、11月7日(水) ※2日間コース | |
|------|--|--|
| 対象 | 市内在住で、市が指定する生活援助型訪問サービス事業所に従事する意欲のあるかた | |
| 定員 | 20名 | |
| 会場 | 学校法人昌賢学園 群馬社会福祉専門学校両毛サテライトキャンパス | |
| | 介護保険制度のしくみとサービス | |
| 研修内容 | 介護従事者の役割、個人情報保護 | |
| | 高齢者の老化と病気、高齢者の食事 | |
| | 高齢者の尊厳、自立に向けた介護、家族への支援 | |
| | 認知症の理解 | |
| | 生活援助に必要な基礎知識 | |
| | 接遇マナー、介護におけるコミュニケーション | |
| | 感染症と予防、緊急時に必要な知識と対応 | |

館林市介護予防・生活支援サービス事業一覧

| | 訪問型サービス | | 通所型サービス | |
|------------------|--|---|---|---------------------------------------|
| サービス名称 | 計明人禁災禁却小 儿(2) | 生活援助型訪問サービス | | 17 - 7 A - 27 / 14 LP (I) I 1 2 |
| | 訪問介護従前相当サービス | 訪問型サービスA | 訪問型サービスB | 通所介護従前相当サービス |
| 利用者 | 要支援1・2、事業対象者のかた | | | |
| サービス 提供事業者 | 従前の介護予防訪問介護と同様 | 指定事業者 | 館林市シルバー人材センター | |
| サービス提供者 | | ○介護福祉士等の有資格者○市が指定する研修の修了者 | ○市が指定する研修の修了者 | |
| サービス内容 | | 「訪問介護におけるサービス行為 (老計第10号厚生省老人保健福祉局老 範囲のうち身体介護を除く生活接 | 人福祉計画課長通知)の定める | 従前の介護予防通所介護と同様 |
| 利用回数 | | 週1回かつ1時間程度 | 週1回かつ1時間程度 | |
| 単価 | | 231単位/回(1単位10円) | 1,000円/回 | |
| 利用者負担 | | 負担割合に基づき、1~3割負担 | 100円/回 | |
| サービスコード | A 2 | A3 ※国保連で負担割合の審査は 行わないため、利用者の負担 割合に応じてサービスコード を選択 | | A 6 |
| 介護予防 ケアマネジメント | 介護予防ケアマネジメントA | 介護予防ケアマネジメントA | 介護予防ケアマネジメント A または 介護予防ケアマネジメント C | 介護予防ケアマネジメントA |
| 注意事項 | ○訪問型サービスの併用はできません。 ○ケアプラン作成等においては、上記のサービス名称を使用してください。 | | | |

館林市生活援助型訪問サービス事業者一覧

(平成31年1月時点)

訪問型サービスA事業者

介護支援センターこころ 館林市社会福祉協議会訪問介護ステーション ちよだ介護ステーション ハッピーケアサービス 花山ホームヘルパーステーション 特別養護老人ホーム ヴィレージュ

訪問型サービスB事業者

館林市シルバー人材センター

介護予防ケアマネジメントの類型

- 〇館林市では、現在介護予防ケアマネジメントAを実施。
- 〇平成31年1月から、介護予防ケアマネジメントCも追加実施。

| 類型 | 内容 | 実施者 | |
|----------------------------------|--|---------------------|---------------------------|
| 介護予防ケアマネジメントA (原則的なケアマネジメント) | ・アセスメント →ケアプラン原案作成 →サービス担当者会議 →利用者への説明・同意 →ケアプラン確定・交付(利用者、サービス提供者へ) ・サービス利用開始 ・モニタリングの実施 | 地域包括支援センター居宅介護支援事業者 | 現在は、 ケアマネジメントA のみ実施 |
| 介護予防ケアマネジメントB (簡略化したケアマネジメント) | ・アセスメント →ケアプラン原案作成 →サービス担当者会議 →利用者への説明・同意 →ケアプラン確定・交付(利用者、サービス提供者へ) ・サービス利用開始 ・モニタリングは適宜 | | 未実施 |
| 介護予防ケアマネジメントC (初回のみのケアマネジメント) | ・アセスメント →ケアプラン原案作成 →利用者への説明・同意 →ケアプラン確定・交付(利用者、サービス提供者へ) ・サービス利用開始 | 地域包括支援センター | 平成31年 1月から開始 |

訪問型サービスAの利用の流れ

〇介護予防ケアマネジメントAを実施

訪問型サービスBの利用の流れ

| 利用するサービス | 介護予防ケアマネジメント | 実施者 |
|--------------------|---------------|-------------------------|
| 訪問型サービスB + 通所型サービス | 介護予防ケアマネジメントA | 地域包括支援センター、または居宅介護支援事業者 |
| 訪問型サービスBのみ | 介護予防ケアマネジメントC | 地域包括支援センター |

介護予防ケアマネジメントAの場合 利用者から相談 シルバー人材センターへ利用できるか確認 アセスメント 介護予防サービス・支援計画書(案)の作成 サービス担当者会議 利用者への説明・同意 介護予防サービス・支援計画書の確定・交付(利用者へ) シルバー人材センターへ書類提出 ・館林市訪問型サービスB利用申請書(原本) •利用者基本情報 ・介護予防サービス・支援計画書 サービス利用開始 モニタリングの実施

介護予防ケアマネジメントCの場合 利用者から相談 シルバー人材センターへ利用できるか確認 アセスメント 介護予防サービス・支援計画書(ケアマネジメントC用)(案)の作成 利用者への説明・同意 介護予防サービス・支援計画書の確定・交付(利用者へ) シルバー人材センターへ書類提出 ・館林市訪問型サービスB利用申請書(原本) ・利用者基本情報(ケアマネジメントC用) ・介護予防サービス・支援計画書(ケアマネジメントC用) サービス利用開始